

財産形成預金（一般）

令和3年7月1日現在

1. 商品名	・ 一般財産形成預金（期日指定定期預金方式）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形制度を導入している会社にお勤めの方など、事業主に雇用されている方（勤労者）。公務員の方もご加入できます。 ・ 会社役員の方でも代表権、業務執行権をもたず、部長、工場長などを兼務し、役員報酬とは別に賃金を受けている場合にはご加入になれます。 ・ 年齢制限はありません。 ・ 経営者、自営業者等はご加入できません。
3. 期間	・ 積立期間3年以上（年1回以上の定期預入が必要です）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主による給与、または賞与からの天引き、代行預入 ・ 1回あたり100円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利…各天引き預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・ 個別の定期預金ごとに、満期日に元利金を自動継続いたします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息に20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	———
9. 付加できる特約事項	———
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金を満期日前に解約する場合は、預入された各定期預金ごとに「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さま

	<p>から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 ・ お1人で複数契約がご利用いただけます。 ・ 通帳・証書の発行にかえ、「財産形成預金ご契約の証」を発効します。
<p>14. 預金保険の付保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本 1,000 万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとのお利息が保護されます）